

北九州市立高等理容美容学校の
経営継承候補者 募集要項

令和元年 6 月
北九州市教育委員会

目 次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 高等理容美容学校の概要..... | 2 |
| 3 | 応募資格 | 2 |
| 4 | 経営継承予定時期..... | 2 |
| 5 | 経営継承の条件..... | 3 |
| 6 | 安定した学校運営を行うための支援の実施..... | 3 |
| 7 | 応募の受付期間..... | 4 |
| 8 | 提出書類 | 5 |
| 9 | 今後の日程（予定） | 6 |
| 10 | 審査及び選定に関する事項..... | 7 |
| 11 | 評価基準及び配点..... | 8 |
| 12 | 留意事項 | 9 |
| 13 | 禁止事項と欠格事項..... | 10 |
| 14 | 経営継承候補者の選定後の手続き等..... | 11 |
| 15 | その他 | 11 |
| 16 | 現状と民営化後の比較..... | 12 |
| 17 | 問い合わせ及び書類の提出先..... | 13 |

<添付資料>

- (1) 北九州市立高等理容美容学校の概要
- (2) 北九州市立高等理容美容学校 学則
- (3) 所有備品一覧

1 はじめに

北九州市教育委員会では、北九州市立高等理容美容学校（以下、「高等理容美容学校」という。）について、理容科を維持すること等の条件を付したうえでの民営化による経営継承を進めています。

経営継承候補者の選定については、民間事業者の活力やノウハウを最大限に活かし、より充実した学校運営を実現するため、公募（プロポーザル方式）を実施します。

応募にあたっては、本募集要項の内容及び関係法令等を十分に理解の上、経営継承後の事業計画をご検討ください。

2 高等理容美容学校の概要

校 名：北九州市立高等理容美容学校

所 在 地：北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

さわらびガーデンモール3番街201号

面 積：2,571.25㎡（上記建物の地上1階・2階の一部分を北九州市が区分所有）

校 種：各種学校（※令和2年度より、専修学校への変更を検討しています。）

修業期間：2年

定 員：160名（1学年80名）

理容科80名（1学年40名）、美容科80名（1学年40名）

学 生 数：95名（R1.5.1現在）

職員体制：常勤12名、非常勤13名、合計25名（R1.5.1現在）

※高等理容美容学校の詳細につきましては、添付資料（1）、添付資料（2）を参照ください。

3 応募資格

以下の（1）、（2）、（3）のいずれかに該当するものを対象とします。

- （1）福岡県内で学校等を運営している学校法人等
- （2）福岡県内で美容師・理容師法に基づく養成施設を運営している法人
- （3）北九州市立高等理容美容学校を継承する学校法人等を新たに北九州市内に設立する予定の者

※ 学校等とは、学校教育法第1条で定める学校および同法124条で定める専修学校、同法134条で定める各種学校をいう。

※ 学校法人等とは、私立学校法第3条で定める学校法人および同法第64条4項で定める法人をいう。

4 経営継承予定時期

令和3年4月1日

5 経営継承の条件

- ◆ 理容科を維持すること。
- ◆ 経営継承時の在學生については、卒業まで現行学費を維持すること。
- ◆ 土地及び建物（土地の定着物及び建物に付属する工作物を含む。）について、令和3年4月1日から20年の賃貸借契約を締結し、現在地において学校運営を行うこと。

6 安定した学校運営を行うための支援の実施

上記の「5 経営継承の条件」を付した上で、安定的な経営継承を図るため、以下の(1)、(2)、(3)、(4)の支援を実施します。

(1) 経営継承時の在學生に係る学費差額補助

経営継承法人に対して、経営継承した際の在學生が卒業するまでの間の学費差額助成を行います。

補助額=補助単価750千円/年 × 補助対象学生数

- ※ 補助単価の考え方は、県内の私立理容師美容師養成施設と北九州市立高等理容美容学校の経常的な学費の差額
- ※ 在學生数に応じた補助額となるが、継承法人の継続かつ安定的な事業運営を確保するため、各学年50名分の補助下限額を設ける。
- ※ 補助対象学生数は、各年度の最終日（3月31日）に在籍している学生の数とするが、年度途中退学者及び年度途中入学者は、下記のとおりとする。
 - ・ 補助下限額を超える学生がおり、年度途中退学者がいる場合は、退学日の属する月までの月の案分で補助額を決定する。
 - ・ 補助下限額を超える学生がおり、年度途中入学者がいる場合は、入学月から年度末までの月の案分で補助額を決定する。

初年度（1・2年生合計）の補助下限額 75,000千円（100名分）
2年目（2年生のみ）の補助下限額 37,500千円（50名分）

(2) 施設賃借料の減免

施設賃借料について、当初5年間は全額減免、6年目以降は50%減免とします。

| | 賃借料〔年額〕 | | | 減免率 | 減免後賃借料〔年額〕（千円） |
|---------|---------|--------|--------|------|----------------|
| | 校舎（千円） | 土地（千円） | 計（千円） | | |
| 初年度～5年目 | 14,043 | 2,902 | 16,945 | 100% | 0 |
| 6年目以降～ | | | | 50% | 8,472 |

※ 上記の額は、平成30年度固定資産仮評価額をもとに、北九州市公有財産管理規則の貸付料の規定により算出した試算額である。

※ 施設賃借料については、前年度の固定資産仮評価額に基づいて算出する。

(3) 備品の無償譲渡

高等理容美容学校が所有する備品（添付資料(3)所有備品一覧）を無償譲渡します。

(4) 北九州市奨学資金への対象

北九州市奨学資金について、「専修学校」は対象となっています。高等理容美容学校が「各種学校」のままの場合は、当該奨学資金の対象に加えます。

7 応募の受付期間

(1) 申込意向確認書について

応募する予定の方は、申込意向確認書（様式3）を事前に提出してください。

【申込意向確認書の提出期限】

令和元年6月13日（木）17時15分まで

（電子メール・郵送・持参のいずれかにより提出してください。）

- ※ 申込意向確認書を提出されなくても公募への応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法のQ&Aなどは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出してください。
- ※ 期限後、申込意向確認書の提出状況を北九州市ホームページで公表します。
（市のホームページのトップページの「検索」に、「高等理容美容学校のあり方について」と入力し、検索してください。）

(2) 応募書類について

応募書類の提出期限は下記のとおりです。

【応募書類の提出期限】

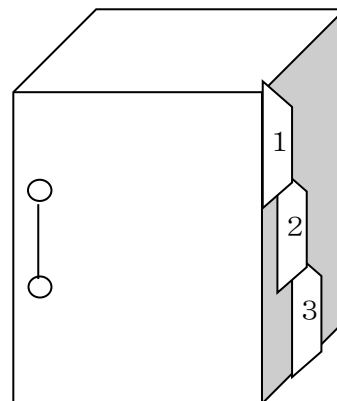
令和元年7月11日（木）17時15分まで 期限厳守

- ※ 必ず法人の担当者が持参してください。（郵送不可）
- ※ 提出書類が揃っているか確認を行うため、必ず事前に連絡してください。
- ※ 17時15分を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

- ※ 提出先は、北九州市小倉北区役所庁舎東棟6階 教育委員会企画調整課です。（詳しくは13ページ参照）
- ※ 応募書類の様式データの請求方法については、13ページを参照ください。
- ※ 期限後は、応募状況を北九州市ホームページで公表します。（検索方法は前述のとおり）

8 提出書類

- 別添「応募書類 様式集」の「提出書類一覧」(様式1)のとおり提出してください。
- 提出された書類等は返却しません。また、応募書類等の提出に要する経費については、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、A4判(様式9-1、2のみA3判)で2穴穿孔のうえ紐閉じしたものを10部(正本1部、副本9部)提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません(原本証明は不要)。
- 番号入り仕切紙(白紙に番号のインデックスを添付したもの)をはさみ、書類番号ごとに分けて綴ってください。
- 提出書類のうち、No.21「運営方針等の提案について」(様式11)については、フォント・文字サイズは、HG丸ゴシックM-PRO・12P、文字の色は黒で統一してください。
- 提出書類は、市への提出分とは別に、法人用の控えもご準備ください。
- 応募書類ご提出の際は、提出書類のデータ(応募書類様式集「提出書類一覧」のデータ欄に「●」があるもの全て)を保存したCD-Rを併せてご提出ください。



【正本について】

- 原本証明に押印する法人印や、履歴書や委任状などの個人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。
- 新たな学校法人等を設立予定の場合は、委任を受けた者(設立代表者)の実印を使用してください。
- 契約書などは、写しの提出で構いません。また、その場合は代表者名で次のような原本証明をしてください。

(代表者名による原本証明の見本)

| | |
|-----------------|--|
| この写は原本と相違ありません。 | |
| 令和元年 | 月 日 |
| 学校法人 | 〇〇〇〇 設立発起人会 |
| 設立代表者 | 〇 〇 〇 〇 実印 |

9 今後の日程（予定）

| | |
|------------------------|--|
| 令和元年 6月13日 | 申込意向確認書の提出期限 |
| 7月11日 | 応募書類の提出期限 |
| 7月中旬～8月上旬 | 書類審査・予備ヒアリング |
| 8月上旬 | 学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討会 (応募者プレゼンテーション・ヒアリング審査) |
| 8月末 | 経営継承候補者の選定・結果の通知 |
| 9月 | 経営継承候補者と協定書締結 |
| 令和元年 9月 ～ 令和 2年3月下旬 | 【経営継承に向けた準備・調整】 ・定期会合の実施（経営継承候補者・学校・市教育委員会） |
| 令和2年 4月 ～ 令和3年 3月 | ・理容師、美容師養成施設指定申請 ・学校設置者変更申請 ・学校法人等設置認可申請（新設法人のみ） |

- 高等理容美容学校の現地見学を希望される場合は、13ページの問い合わせ先までお電話にて日時の予約をしてください。個別に調整を行います。

10 審査及び選定に関する事項

(1) 選定について

- ・経営継承候補者の選定は、選考過程の公平性・透明性に配慮するため、学識経験者等で構成された第三者機関で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で市が決定します。
- ・審査結果によっては、経営継承候補者が選定されないことがあります。

(2) 評価方法等について

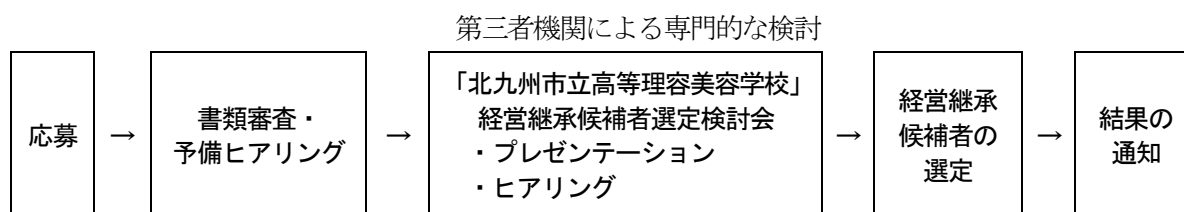
- ・評価項目、評価の視点、配点は、「評価基準及び配点」(8ページ)のとおりです。
- ・審査は、応募書類の内容及びプレゼンテーション、ヒアリングによる総合評価により行います。
- ・書類審査は、応募者より提出された応募書類をもとに行います。
- ・予備ヒアリングは、応募者より提出された応募書類について、市教育委員会企画調整課が不明な点等を質問形式で確認します。
- ・経営継承後の学校の安定的な運営を確保するため、評価結果の基準点(60点)を設定し、基準点を下回る応募者は選定しません。

(3) 応募者プレゼンテーションとヒアリング審査について

- ・応募者プレゼンテーションとヒアリング審査は、学識経験者等で構成された第三者機関での専門的な検討会において実施します。
※実施日時、場所などについては、公募の締切後に各応募者へ通知します。
- ・実施時間は、プレゼンテーション30分以内、ヒアリング30分程度を予定しています。
- ・プレゼンテーションは、応募書類をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めません。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は許可します。
- ・当日使用するマイクとプロジェクター、スクリーンは市で用意します。

(4) 選定結果について

- ・選定結果は、全ての応募者へ文書で通知します。
- ・選定結果は、北九州市ホームページで公表しますが、応募者名は経営継承候補者に選定された法人のみ公表を行います。
- ・第三者機関による専門的な検討結果(提案概要、得点等)は、原則として公表を行います。
(令和元年8月末を予定。検索方法は前述のとおり)



1 1 評価基準及び配点

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|-------------------------|--|-----|
| 1 経営継承者としての適正 | | |
| (1) 学校経営に対する理念、基本方針 | ・地域の理容師、美容師育成の役割を理解した上で、学校経営に対する理念、目的、使命感を持っているか。 | 6 |
| (2) 学校経営・運営における実績や経験など | 【既存法人】 ・学校経営における実績を有しており、成果を上げているか。 ・学校運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 【新設法人】 ・新設法人の場合は、実績や経験がないことについて、それをどのように補うか。 ・法人設立にあたり、学校教育法などに示されている要件を満たすことが確実であるか。 | 10 |
| 2 事業計画の適確性・実現可能性 | | |
| (3) 安定した学校運営 | ・収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。 ・安定的に学校運営を継続できる収支計画であるか。 ・授業料の設定は、経営面、生徒募集面の両面を踏まえ、妥当なものであるか。 ・安定かつ継続的な学校運営について具体的な提案がなされているか。 | 14 |
| (4) 理容師養成機能 | ・理容師養成施設として、専門的な技術や知識を習得するための授業科目、指導内容等は適切か。 ・設置学科、定員等に関する計画が合理的かつ妥当なものであるか。 ・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 | 8 |
| (5) 美容師養成機能 | ・美容師養成施設として、専門的な技術や知識を習得するための授業科目、指導内容等は適切か。 ・設置学科、定員等に関する計画が合理的かつ妥当なものであるか。 ・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 | 8 |
| (6) 学生の確保と満足度向上 | ・多くの学生を確保するための、具体的な生徒募集策が示されているか。 ・この学校で学んで良かったと思える、満足度向上が図られるような具体的な提案がなされているか。 | 10 |
| (7) 職員の確保と定着 | ・職員の確保や定着策について具体的な提案がなされているか。 ・職員の資質・能力向上を図るような提案がなされているか。 ・職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて具体的な提案がなされているか。 | 10 |
| (8) 地域社会との連携及び貢献 | ・地域社会に溶け込む工夫等が提案されているか。 ・地域社会に資するよう、地元との連携・協力の下、貢献できる提案がなされているか。 | 8 |
| (9) 管理運営体制など | ・意思決定機構等が明確に示されているか。 ・経営継承までの管理運営に関する計画や準備体制が明確に示されているか。 | 8 |
| (10) 安全対策、危機管理体制 | ・学校運営上の安全管理や対策が考えられているか。 ・防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。 | 8 |
| (11) その他、発展的な学校運営 | ・発展的に学校を運営していくための提案がなされているか。 ・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 | 10 |
| 合 計 | | 100 |

12 留意事項

(1) 応募者について

下記の要件を満たしている法人であることを応募の条件とします。

【共通事項】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係に該当しないこと（従業員を含む）
- 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと

【既存の法人の場合】

- 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと
- 本市から指名停止措置を受けていないこと
- 本市と現在係争中でないこと
- 法人として、適正かつ安定した経営を維持していること。
- 応募について、理事会の議決等により、正式な意思決定を経ていること
- 定款変更については、応募前に変更する必要はないが、「定款変更認可」の見込みについて、予め所轄庁に相談していること

【新たに学校法人等を設立する場合】

- 応募時には学校法人等ではないため、設立発起人会として応募すること
・仮の団体名は「(仮称) ○○ 設立発起人会」、代表者の肩書きは「設立代表者」とすること
- 学校法人等の設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募すること
- 学校法人等として、適正かつ安定した経営を維持できる見込みがあること

(2) 経営に必要な財源について

下記の要件を満たしていることを応募の条件とします。

- 高等学校等における学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の別表第2事業活動収支計算書記載科目に掲げる人件費、教育研究費及び管理経費（以下、「経常経費」という。）は、当該学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- 福岡県への学校設置者変更申請時(令和2年4月頃)において、開設年度の経常経費に相当する額のおおむね4分の1に相当する運用資金を保有することが確実であること。(4分の1は最低基準であり、実際に必要な運転資金を確保すること。)
- 学校開設時(令和3年4月)において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されることが確実であること。なお、市からの経営継承時の在學生に係る学費差額補助金を当該財源に算入して差し支えない。
- 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金その他の設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、財源に算入しないこと。

(3) 寄附について

- 寄附の充当が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、寄附者の所得、資産状況、営業実績等からその寄附が確実であることが必要です。
- 寄附予定の資金は、確実に有している必要があるため、次の時点での寄附者の残高証明により確認します。
(残高証明：令和元年6月1日現在のもの。その後も随時提出を求めることがあります。)
- 寄附者が、金融機関等から一般貸付を受けて寄附することは認めていません。

(4) 資金収支計画について

- 資金収支計画については、事業開始から10年間の計画を立ててください。
- 同時に整備する併設学科等がある場合は、すべての併設学科等について、それぞれ10年間の資金収支計画を立ててください。
- 収入や支出については、計画的な見込みを立て、学生確保の見込みや、人員配置、職員の採用計画などにに基づき算定してください。

13 禁止事項と欠格事項

次の行為を行った場合、審査を行うことなく失格とし、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とします。

- ・ 第三者機関の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・ その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係に該当する場合（従業員を含む）は、選定前においては審査を行うことなく失格とし、また、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とする。

14 経営継承候補者の選定後の手続き等

(1) 協定の締結

経営継承候補者として選定された法人とは、基本的事項に関する協定を締結します。

(2) 事務・業務の引継ぎ

経営継承候補者として選定された法人とは、令和3年4月の民営化に向けて、協議や引継ぎを行います。なお、当該引継ぎに係る経営継承候補者が要する経費については、本市は一切負担しません。

(3) 条例改正について、議会の議決が得られなかった場合等の措置

高等理容美容学校の民営化にあたっては、「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例」の改正（高等理容美容学校の廃止）について、北九州市議会の議決を得ていること及び設置者変更について所管庁の認可を得ていることが必要となります。

当該議決及び認可が得られず、学校の民営化の延期又はできない場合、応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、本市は一切負担しません。

(4) 協議

民営化について疑義が生じた場合、市と公募選定者は誠意を持って協議するものとします。

(5) 経営継承の中止

経営継承候補者として選定後に、経営継承の条件（3ページ）に反した場合、経営継承を行わないことがあります。

15 その他

- 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属します。ただし、提案内容の公表その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出された書類の全部又は一部を無償で使用します。
- 応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しません。
- 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- 経営継承候補者として選定された法人は、提案事業を確実に実施するとともに、経営継承の条件（3ページ）を遵守していただきます。条件に反した場合は、安定した学校運営を行うための支援は、即座に中止します。
- 書類の提出期限後、経営継承候補者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（様式任意）を提出してください。
- 経営継承候補者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- 経営継承候補者として選定された法人は選定後に公表するため、その後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表を行います。

16 現状と民営化後の比較

現状と民営化後の運営等の条件の一覧は、以下のとおりです。

なお、区分が「●」の場合は、市の条件から変更の余地がない事項、「○」は基本的には現状を引継ぐものであるが三者（経営継承候補者・学校・市教育委員会）による定期会合等により承諾があれば変更する余地のある事項、「★」は市の条件をクリアしたうえで法人が自由裁量で提案できる項目を表しています。

この他、新たな項目が出た場合にも「現状を引継ぐ」ことを基本としますが、最終的には三者協議会での決定となります。

経営継承にあたっては、学校の設置者変更について、福岡県の認可が必要になります。

なお、学校の設置者変更は、学校の継続性が担保されなければならないことから、原則、経営継承1年目は、現在の高等理容美容学校をそのまま引き継いでいただくことになります。

学科の再編等を行う場合は、経営継承後に経営継承法人が認可先である福岡県へ申請を行い、実施していくことになります。

| 項目 | | 区分 | 北九州市立高等理容美容学校 | 民営化後の理容美容学校 |
|------------|-------------------------------------|----|----------------------------------|---|
| 運営主体 | | ● | 市 | 経営継承法人 |
| 施設 | 建物 | ● | 市の区分所有 | 市からの長期賃貸借（20年） |
| | 用地 | ● | 建物区分所有者の共有 （市の敷地権割合 0.209229） | 市からの長期賃貸借（20年） |
| | 学校名 | ★ | 北九州市立高等理容美容学校 | 「市立」は使用できない。 |
| 職員 | | ★ | 常勤：12人 非常勤：13人 | 現行の学校運営を引継げる人員配置 |
| 学科 | | ★ | 美容科・理容科 | 理容科を維持することを踏まえたうえで、学科再編等の提案可能 ※ただし、経営継承1年目は、現在の学校運営をそのまま引き継ぐ |
| 備品 | | ● | 所有：市 | 所有：経営継承法人 ※添付資料3の備品を無償譲渡 |
| リース品 | ・電話設備 ・複写機 ・パソコン 等 | ○ | 各リース物品について、市がリース契約を行っている。 | 原則、市のリース契約を引継ぐことになるが、学校運営上で不要と判断されるものは、三者定期会合等により継続の可否を判断する。 |
| ネットワークシステム | | ● | 市のサーバーを介してのネットワークシステムを構築している。 | 経営継承法人において、新たにネットワークシステムを構築する。 |
| 建物付帯設備 | ・空調機器 ・給湯機器 ・シャッター ・自動ドア 等 | ● | 所有：市 修理・修繕：市 更新：市 | 所有：市 修理・修繕：経営継承者 更新：市 |
| 委託契約 | | ● | 施設警備、保守、清掃業務等について、市が委託契約を行っている。 | 原則、市の委託契約を引継ぐことになる。 |

17 問い合わせ及び書類の提出先

- ご不明な点等は、原則として FAX（様式14「質問票」）でお問い合わせください。内容によって折り返し回答または Q&A として回答します。
- 相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時の予約を入れてください。
- 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803 - 8510 北九州市小倉北区大手町 1-1（小倉北区役所庁舎東棟6階）

北九州市教育委員会企画調整課

担 当 田中、立川

電 話 093 - 582 - 2357 F A X 093 - 581 - 5871

E-mail kyou-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

- ※ 応募書類の様式データ（Word、Excel）は、上記 E-mail アドレスへご請求ください。
メールの表題を「高等理容美容学校 経営継承候補者公募 応募様式請求」としてください。